

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十五号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則（昭和四十六年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三号乃至第五号の規定に該当する職員」を「、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる職員」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項の表を次のように改める。

職 員 の 範 囲	機 関 等
公営企業の管理者及び企業局の職員	公営企業の管理者
県議会議務局の職員	知事が指定する者
常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員	監査委員事務局長
常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局長
教育委員会の事務局の職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員	教育委員会
警察の職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）	警察本部長

第三条第二項を次のように改める。

2 公営企業の管理者及び企業局の職員、県議会議務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の児童手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。